号外 第 26 号 平成 19 年 6 月 29 日 (金) (毎週 月・水・金発行)

目 次

	告	示																				
0	熊本県	入札	監視	复	員会	設	置要	巨綱	の -	一部	らを	改	正す	る	要	綱·	 	 	(監	理	課)	1
	熊本県																			")	1
	熊本県																					
	綱の一	部を	改』	゠゙゙す	る要	巨綱.											 	 	. (")	2

告 示

熊本県告示第589号の2

熊本県入札監視委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 平成 19 年 6 月 29 日

> 熊本県知事 潮 谷 義

熊本県入札監視委員会設置要綱の一部を改正する要綱

熊本県入札監視委員会設置要綱(平成 14 年熊本県告示第 123 号)の一部を次のように改 正する。

第2条第3号中「公募型指名競争入札、通常指名競争入札」を、「指名競争入札」に改め、 同条に次の1号を加える。

県が実施した入札に関して寄せられた談合情報の内容や県の対応状況について報 告を受けて、審議を行い、意見の具申を行うこと。 第8条第1項中「又は第2号」を「、第2号又は第4号」に改める。

第10条中「又は第3号」を「、第3号又は第4号」に改める。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

熊本県告示第589号の3

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。 平成 19 年 6 月 29 日

熊本県知事 潮 子 義

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領 熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(平成 16 年熊本県告示第 331 号)の一部を次の

ように改正する。 2中「適用の」を削り、「条件付一般競争入札」の次に「(設計金額が5億円以上の建設 工事に限る。)」を加える。

3を次のように改める。

低入札価格調査基準価格の設定

低入札価格調査を実施する基準となる価格(以下「基準価格」という。)をあらかじ め定め、基準価格を下回る価格の入札について、低入札価格調査を行うものとする。 6中「について」を「から」に改める。

8の(1)中「に落札とした旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を」 を「を落札者に決定した旨を入札者全員に対して」に改める。

8の(2)のア中「の審査結果」を削り、「認めるものであった」を「認めた」に改める。 8の(2)のイを次のように改める。

次順位者を落札者に決定したときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を 落札者に決定した旨を入札者全員に対して通知するものとする。(様式 13 ~ 15) 9中「監督業務」を「監督」に改める。

10 を次のように改める。 10 中「、対象工事」を「一般競争入札公告共通事項書及び対象工事」に改め、「おいて 最低制限価格は無と記載するとともに入札説明書において次に掲げる事項を記載すること とし、」を削り、「、指名通知において最低制限価格は無とすること及び」を「指名通知に、」 に改める。

10の(1)中「低入札価格について、一定の基準」を「低入札価格調査の対象となる基

準価格」に改め、10の(4)中「協力すべき」を「協力しなければならない」に改め、10 の(5)中「10分の2以内」を「10分の2以下」に改める。

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

熊本県告示第 589 号の 4

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱の一部を改正す る要綱を次のように定める。

平成 19 年 6 月 29 日

熊本県知事

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱の一部を改 正する要綱

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱(平成14年熊本

県告示第 124 号) の一部を次のように改正する。 第 1 条中「及び法第 15 条第 1 項の規定に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図る ための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)」を削り、「定められた」を「定 められている」に改める。

第2条第1項第2号を削り、同項第3号中「前号以外の」及び「(以下「通常指名競争 入札方式」という。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする。 第3条第1項を次のように改める。

- 次苦情申立ての処理機関は、前条第1項第1号については、競争参加資格の有無の決 定を行った競争参加資格審査会を所管する部局等、前条第1項第2号については、指名業 者の選定を行った建設業者指名審査会を所管する部局等、前条第1項第3号については、 建設業者の選定を行った部局等(以下「選定部局等」という。)とする。

第4条を削り、第5条第1号中「不服があるもの」を「不服がある者」に、「選定部局」 を「選定部局等」に改め、同条第2号を次のように改める。

指名競争入札

当該入札と同一の工事種別について、入札参加資格を有する者のうち、当該指名競争 入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、選定部局等 の長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

第5条第4号中「随意契約方式」を「随意契約」に、「選定部局」を「選定部局等」に 改め、同号を同条第3号とし、同条を第4条とする。

第6条各号列記以外の部分及び第1項中「選定部局」を「選定部局等」に改め、同条第 2号中「及び第3号」を削り、「選定部局」を「選定部局等」に改め、同条第3号中「前条第4号」を「前条第3号」に、「選定部局」を「選定部局等」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「選定部局」を「選定部局等」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「選定部局」を「選定部局等」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「選定部局」を「選定部局等」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 条件付一般競争入札にあっては、入札公告又は共通事項書において第4条第1号 に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。

第8条第2号を削り、同条第3号中「通常指名競争入札方式」を「指名競争入札」に、 「第5条第3号」を「入札一覧表において第4条第2号」に改め、同号を同条第2号とし、 同条第4号中「随意契約方式」を「随意契約」に、「第5条第4号」を「契約結果表にお いて第4条第3号」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「選定部局」を「選定部局等」に、「第5条から第7条」を「第4条から第6条」に改め、同条第1号中「第5条第1号」を「第4条第1号」に改め、同条第2号を 削り、同条第3号中「第5条第3号」を「第4条第2号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第5条第4号」を「第4条第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条 を第9条とする。

第11条中「選定部局」を「選定部局等」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「選定部局」を「選定部局等」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「選定部局」を「選定部局等」に改め、同条を第12条とする。

第 14 条中「選定部局」を「選定部局等」に改め、同条を第 13 条とする。

第 15 条中「選定部局」を「選定部局等」に改め、同条を第 14 条とする。 第 16 条中「選定部局」を「選定部局等」に、「回答書中」を「第 6 条に定める回答書」に、

「二次苦情申立て」を「二次苦情の申立て」に改め、同条を第15条とする。 第17条中「選定部局」を「選定部局等」に、「第12条から第14条」を「第11条から第

13条まで」に、「第7条に定める回答書中」を「第6条に定める回答書」に、「第10条」 を「第9条」に改め、同条を第 16 条とする。

第 18 条中「選定部局」を「選定部局等」に、「二次苦情申立者」を「二次苦情の申立者」 に改め、同条を第17条とする。

則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。